うまい米作り

多収穫競作会

第一位は（六二二kg）

阿部賢一さんに（油島）

去る九月六日、岩室村民体育館に於てうまい米作り多収穫競作会が行なわれました。

岩室、和納両農協管内から予審の上位三十一名の出品による坪刈りの結果、油島の阿部賢一さんが第一位を獲得されました。

今年は、いもち病の多発生、登熟期の気象の不安定というダブルパンチをうけ、昨年に比べ平均で七十一kg減収という結果に終りました。

成績は次のとおりです。

昭和51年度うまい米づくり多収穫競作会　決審成績一覧表

部落名	氏名	品種名	10a当り収量 kg	備考
油島区根井畑本	一夫	越路早生	622	1等
和横2曽	賢一郎	〃	614	2等
夏高橋	敏男	〃	607	〃
和高栄3区畑	秀哲	〃	600	〃
〃原	佐男	〃	599	3等
高橋	龍栄	〃	588	〃
和津雲区田橋	正夫	〃	588	〃
高原島	勝勇	〃	588	〃
油栄	一厳	〃	587	〃
北島野区	伴義	〃	586	〃
和2原区	稔一	〃	586	〃
和3原曽区	金将	〃	582	〃
横根井	征弘	〃	582	〃
夏原2区橋	公也	〃	580	〃
和高支	主雄	〃	578	〃
夏	仁男	〃	577	〃
阿部田	一佐	〃	573	〃
鍔田	彦修	〃	572	〃
成上	一英	〃	561	〃
山井	武郎	〃	559	〃
荒木	公孝	〃	559	〃
鈴藤	征也	〃	553	〃
斎本	正治	〃	547	〃
松部	勝雄	〃	546	〃
阿井	一徳	〃	544	〃
荒岩	伴一	〃	542	〃
大岩	稔郎	〃	545	〃
大関	公則	〃	541	〃
大原	征強	〃	534	〃
中多	正	〃	525	〃
本川	相	〃	500	〃
荒岩	加	〃		〃
大部	山	〃		〃
大柳	田	〃		〃
阿部	部	〃		〃
青木	島	〃		〃
阿藤	沢	〃		〃
八岩	藤	〃		〃
佐津	上	〃		〃
大山	田	〃		〃
海田	部	〃		〃
亀部	島	〃		〃
成島	沢	〃		〃
阿沢	藤	〃		〃
宮藤	上	〃		〃
相加	山	〃		〃

～統制小作料の最高額が改正されました～

昭和45年9月30日以前に契約された小作料（統制小作料）が最近における農業の生産条件，農産物の価格，条件等の変化にかんがみ，改正前の農地法第21条第1項の規定に基づく小作料の最高額の基準が改正され，昭和51年4月10日から施行されました。新，旧の額は次のとおりです。

等級＼区分	田の部 10アール当り新料金	田の部 10アール当り旧料金	畑の部 10アール当り新料金	畑の部 10アール当り旧料金
1級	6,826円	5,688円	2,604円	2,170円
2級	6,533	5,444	2,488	2,073
3級	6,245	5,204	2,368	1,973
4級	5,952	4,960	2,250	1,875
5級	5,664	4,720	2,134	1,778
6級	5,371	4,476	2,016	1,680
7級	5,083	4,236	1,896	1,580
8級	4,790	3,992	1,780	1,483
9級	4,502	3,752	1,662	1,385
10級	4,210	3,508	1,542	1,285
11級	3,922	3,268	1,426	1,188
12級	3,629	3,024	1,308	1,090
13級	3,341	2,784	1,188	990
14級	3,048	2,540	1,072	893
15級	2,760	2,300	954	795

農業近代化資金の申し込みは早急に

最近における農業近代化資金の需要にかんがみ、昭和五十一年度第四期及び昭和五十二年度中の資金需要を把握するため、借受希望の受付をいたしておりますので希望者は忘れずに早急に申し込みをしてください。

○受付場所
各農業協同組合

○受付期間
昭和五十一年十月二十日まで

○対象
昭和五十一年度分（第四期）、昭和五十二年度分（第一期から第四期までの全期）

なお、受付期限までに申し込みのない場合は、原則として農業近代化資金利子補給承認申請がないものとして取扱われますので至急検討されて各農協へ申し出て下さい。

また、借受希望を申し出た場合でも必ずしも利子補給の承認があるものとは限りません。

詳細については、岩室、和納両農協にお問い合せ下さい。

土づくり重点推進月間

八月二十五日～十月二十五日まで

農業は「土」の上に営まれる産業であり、「豊かな土」は作物の生産増強、品質向上の基本です。

このため生産基盤である土壌で作物が育ちやすい環境をつくりあげるために堆肥、土壌改良剤を積極的に活用し、稲わらを焼却することなく有効に利用し豊かな土づくりを心がけましょう。

農業祭十五周年記念

農林漁業写真コンクール

全国の農民が収穫の秋を感謝するとともに、その喜びを都会の消費者と共にわかち合おうという目的で毎年十一月二十三日の勤労感謝の日を中心として農業祭を催しております。

今年は十五年目を記念し写真コンクールを開催、農林漁業に関係のある写真を次のとおり募集いたします。

○題材
農林漁業に関係のあるもので明るく楽しい前向きの姿をテーマにした作品。
（例えば…農山漁家の生活生産活動と都市消費者との交流など）

○締切り
昭和五十一年十月十五日（金）当日消印有効

その他写真のサイズ、注意事項、応募先等については役場農政観光課へ問い合せ下さい。

赤い羽根共同募金に善意のご協力を

～たすけあいを大きな輪に～

◇……「だれもがひとしく人間として尊重され、……」……◇

◇……生きる喜びに満ち溢れることは、時代を超え……◇

◇……思想を超えた、人類社会共有の理想である」……◇

これは、共同募金運動要綱の最先に掲げられた共通の理想です。そして「赤い羽根」を募金運動のシンボルとして、毎年多くの人びとの善意と、あたたかい協力に支えられて、大きな成果を収めて参りました。

今年もまた、十月一日から、全国一斉に共同募金がはじまります。

岩室村でも、例年のように各字の区長さん方を「共同募金運動奉仕員」に委嘱し、「封筒募金」の方法で一世帯「三〇〇円程度」を目標に、広く募金をお願いすることにいたしました。

共同募金会から配布されたチラシなどもお読みいただいた上、格別のご理解とご厚意をお寄せ下さいますようお願い申上げます。

!!あやまちをした人の更生に あなたのあたたかい手を!!

例年九月に行われていた保護司連盟からの、「愛の協力運動募金」を、今年は赤い羽根募金と一諸にお願いすることになりました。

出費のかさむこの頃、ご迷惑をおかけしますが、格別のご理解をもちまして、それぞれ応分のご浄財をお願いします。

この募金も「封筒募金」でありますが、一世帯当り「五〇円程度」を目標に、何卒よろしくお願い申上げます。

十月十六日（土）岩室・和納地区の敬老会です

会場
岩室中学校体育館

日程
受付
午前十時から
午前十一時

開会
午前十一時から
午前十一時四十分

中食
午前十一時五十分

民謡まつり観覧
正午から
午後二時四十分

老人健康診断の受診を

例年おこなっております

老人福祉法による老人健康診断を実施いたします。

受診される方は配布された記録票と保険証を持参してお医者さんで受診して下さい。

十月十八日から
十月二十八日まで

（土曜日の午後及び日曜日・祝日は除く）

七十才以上の方で精密診査が必要の方は被保険者証、老人医療費受給者証及び老人医療費請求書（社会保険加入者のみ）お忘れなく持参下さい。

家庭教育講演会が開催されます

明かるい社会づくり新潟県推進会岩室村支部では、家庭づくりを基盤とした明かるい社会をつくるため家庭教育講演会を開催することになりました。

親は、せいいっぱいの力で、子どもを育てているのですが、思うようにまいりません。

○どこにまちがいがあるのか。

○どうしたらわが子の才能を伸ばすことができるのか。

○そのために親は、どうあればよいのか。

これら子をもつ親の切実な問題を題材にしての講演です。

子どもの教育の最終責任者はわたくしたち親であることをしっかり自覚し、前もって家庭教育はどうしなければならないかということをしっかり知っておく必要性は極めて大切です。

入場は無料です。どうぞ近所お誘い合せ多数聴講ください。

◇とき　十月七日（木）午後一時三十分

◇ところ　役場会議室

◇講師　東京都教育委員会家庭教育担当講師
東京家庭教育研究所所長
小林謙策先生

◇演題　「幸福な家庭と家族のあり方」

戸籍シリーズ ⑨

【問】離婚の届出の方法について説明してほしい。（続）

【答】離婚には、協議上の離婚と裁判による離婚とがある。

この両者では、届書の記載方法及び添付書類に違いがあるので別々に説明をします。

協議離婚の届出は離婚をしようとする当事者双方と成年に達している証人二人から署名した書面でこれをすることになります。届書の記載内容としては所定の用紙に当事者双方の氏名、生年月日、住所、本籍、離婚の種別、離婚により復氏する者の本籍、未成年の子があるときはその親権者の指定等がある。証人二人についても、氏名、生年月日住所、本籍の記載が必要です。

裁判離婚の届出は右協議離婚の場合と異なり法定の添付書がある。これは、裁判によって離婚が有効に成立したことを証明するための「判決書又は審判書謄本」、あるいは「調停調書謄本」である。届書の記載内容は協議離婚と同様であるが、裁判による離婚届をするには証人は不要である。その理由は裁判によって離婚が有効に成立していることを添付書類によって証明されているからです。なお審判離婚の届出と協議離婚の届出との根本的な違いは裁判離婚の届出は訴えの提起者又は調停の申立者のみが届出人としての署名をするのです。

【問】離婚届が一方的になされる事を防止する手段として、離婚届不受理の申出制度があると聞いているがこれはどのようなものか……。

【答】協議離婚は当事者に離婚意思の合致があることがその成立要件の根本となっているが、ところが、夫（妻）が妻（夫）の意思に反して一方的に離婚届をするという例もみられるので、こうした虚偽の協議離婚届のなされるものを未然に防ぐことを目的とするための「離婚届不受理申出制度」なのです。もっとも最初にこの不受理申出ということが認められたのはいったん離婚に同意して届書に署名押印したものの、その後翻意して離婚をする意思がなくなったので離婚届がなされてもこれを受理しないように願いたいという申出があったものについて、すなわち、協議離婚が有効に成立するためには届書作成時のみではなく、届出の時にも離婚意思の欠けていることが明らかな以上その離婚届は受理すべきでない。その後当事者の一方が全く関知しない離婚届についても離婚意思のないことを市区町村長に申出ておくことによって虚偽の協議離婚届を防止しうることになりました。この離婚届不受理申出の効力は六ケ月に限っているのでそれ以上の期間にわたって不受理扱いを希望する者は再度同様な申出をする必要があります。